

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第12号

2016. 11. 14

〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

年金削減違憲訴訟を「政策形成訴訟」として、若者・現役世代とともに社会保障充実を求める大きな社会運動に発展させよう!

11.8 第5回原告団会議

「マクロ経済スライド」
年金削減は憲法違反

いま開会中の臨時国会で、TPPの強行採決、沖縄ヘリポートの建設強行と並んで、社会保障の全面改悪が狙われています。

こんな情勢の下、11月8日(火)午前11時から「第5回年金引き下げ違憲訴訟大阪原告団会議」が開かれました。参加者は原告76人でした。

この日の会議の目的は、マクロ経済スライドを焦点とする論戦に向けて、その不当性を明らかにすること、今後の宣伝戦に向けての意思統一や意見交換を行うこと、次回以降の法廷闘争の参加方法を確認することでした。

まず、年金裁判をめぐる新たな情勢と、訴訟の意義と課題を加納書記長が、つづいて「年金カット法案」など当面の年金改悪の内容と、法廷への参加方法の説明を「違憲訴訟を支援する会」の勝井事務局長がおこないました。

世論を変えるために、工夫を凝らした
宣伝を広げよう

加納氏は、この裁判は損害額を取り戻すというより、年金制度の在り方を問う「政策形



成裁判」であることを指摘。世論を変えるために宣伝戦でも私たちの主張を明確にすること、若者ともがっちり団結することを強調しました。また、裁判を支える「支援する会」や年金裁判募金を広げることを重ねてお願いしました。

「年金カット法案」は何としても
廃案に

勝井氏は、年金受給資格期間が25年から10年に短縮する法案が衆議院で可決されたことを「成果」と紹介しながらも、「年金カット法案」の審議が始まっていること、マクロ経済スライドについても「キャリアオーバー方式」が持ち込まれ、従来の年金改定ルールをさらに大改悪するものであると指弾しました。

また12月13日の第5回裁判については、108人の原告団をA、Bの2班に分けて法廷に入廷することを説明し、了解されました。

「年金違憲訴訟」第5回裁判は、「マクロ経済スライド」との併合裁判

◆第5回裁判 12月13日(火)午後3時～ 大阪地方裁判所202号法廷

◆報告集会 グリーン会館2階ホール(裁判終了後)

※12時30分から淀屋橋で事前宣伝、14時から裁判所前公園で事前意思統一

これはひどい! 「年金カット」法案は廃案に

11月1日に「年金カット法案」が衆議院で審議入りしました。「物価が上がればそれに伴って年金額も上がる」という従来からの年金改定のルールを大改悪するものです。

とにかく低い方に

現在の物価・賃金スライド制度では①物価も賃金も上がった場合はどちらか低い方で年金額を改定する②物価も賃金も下がった場合は物価に合わせて年金額を改定する③物価が上がって賃金下がった場合は年金額はすえ置く。となっています。しかし、「年金カット」法案では・物価が上がり賃金下がった場合は賃金に合わせて年金額を下げる、賃金も物価も下がった場合はより低い方に合わせて年金額を下げるとするものです。

過去10年の状況をこの改悪ルールで行われていたら、現在の年金額は約5.2%の減額となり、国民年金では月額3,380円、厚生年金(モデル版)では月額11,500円も減額になるとの報道もされています。

「年金切り下げ」は途切れなく

もう一つは、年金抑制の仕組みである「マクロ経済スライド」の強化法案です。「マクロ経済スライド」は賃金、物価が上がっても、マクロ経済スライド調整分(率、約0.9%)を差し引いて年金改定する仕組みです。自公政権が2004年に「100年安心の年金改革」と称して導入したもので2015年に初めて実施されました。長らく実施されてこなかったのは、高齢者の生活安定に配慮して年金額の引き下げとなる場合は実施しないルールになっているからです。ところが法案では、実施できなかった分を翌年以降に持ち越し、物価や賃金が上がったときにその年の分と持ち越した分をまとめて実施(キャリアオーバー方式)できるようにするものです。年金切り下げは途切れることなく実施されます。

物価高騰、でも年金は切り下げ

このように、現在のルールでは賃金下がっても物価下がらない限り年金改定はゼロにとどまっていますが、今回の改悪でマイナスの改定が行われます。そして年金切り下げは途切れることなく実施され、「物価がどんどん上がっても年金は切り下げ」とんでもないことが起こりかねません。

みんなが安心の年金制度を

安倍首相は「(法案は)世代間の公平の確保等

に資するものだ」と述べ、受給者にも現役世代にも給付減を押し付けることを正当化しています。

「年金カット法案」は年金世代だけでなく、むしろ現役世代にこそその被害は大きいものとなります。若いときは低賃金で苦しみ、老後は大幅に引き下げられた年金で年金生活を迎えなければなりません。今こそ、若いも若きも手を取り合って最低保障年金制度など、若ものも高齢者も安心できる年金制度の確立をめざし闘いを進めましょう。

私たち年金者組合が進めている年金引き下げ違憲訴訟運動は、その闘いを大きく前進させる原動力になりますし、また、そのようにするための訴訟運動を進めなければなりません。一人でも多くの国民に年金訴訟の内容を知らせ支援を呼びかけることが必要です。

原告団のみなさん、「年金裁判は原告団を先頭に」を合い言葉に、地域で、街頭で、地域のあらゆる団体に「年金削減違憲訴訟大阪原告団」のオレんじたすきを掛けて訴えつづけましょう。

年金受給資格期間25年から10年に

年金の受給資格を得るのに必要な加入期間を25年から10年に短縮する法案が衆議院で全会一致で可決され、現在は参議院で審議されています。法案が成立すると年金は2017年9月分から支給され、最初の受け取りは同年10月になります。厚労省によると、来年8月に改正法が施行されると、約40万人が初めて基礎年金(国民年金)を受け取ることができるようになります。厚生年金も含めると対象者は約64万人になる見込みです。年金受給資格は2012年改正で10年に短縮することを決めましたが、実施は消費税10%増税時とされたため、2度の増税延期に伴い先送りされてきました。

資格期間の短縮は年金制度として前進ですが、基礎年金の年金額は保険料の納付期間が25年で月額40,630円なのに対し、受給できるこの40万人の平均年金額は月額約21,000円、納付期間10年だと16,252円にすぎません。しかも、なお約20万人の無年金者が残されると言われています。最低保障年金の確立が急がれます。

悪魔の新ルール「年金カット法案」の中身を多くの人に広げましょう。